

住居表示実施後の手続きについて

地域振興課

●町役場に備えている公簿等（住民票・戸籍簿・印鑑登録・選挙人名簿・町水道台帳・町立学校の学齢簿・町税関係台帳等）の住所表記は、自動的に変更されます。

その他、記載以外で役場関係の国民健康被保険者証・福祉関係等の証書や手帳などの住所変更届は、必要ありません。次期更新の際に新住所のものを交付します。次期更新時よりも前に新住所のものが必要な方は、担当課へ申し出下さい。（公的個人認証サービス及び住基カード所持者は、住民課へお問い合わせください。）

●法務局の不動産登記簿の所在欄（表題部）も自動的に変更されます。

	事項 (こういうことは)	該当者 (だれが)	手続き先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	提出書類等 (なにをもって)
役場関係	外国人登録証明書の住所変更	外国人登録をされている方	住民課	実施日以降、すみやかに手続きしてください。	<input type="checkbox"/> カード
	被爆者健康手帳の住所変更	被爆者健康手帳をお持ちの方	民生課	実施日以降、すみやかに手続きしてください。	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 手当受給者は証書 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印でよい）
不動産関係	土地・建物等不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住所がある方で、土地・建物を所有している方	広島法務局 海田出張所	期限はありません。	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人による手続きの場合）
	土地・建物等の登記簿上の抵当権者の住所変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			

	事項 (こういうことは)	該当者 (だれが)	手続き先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	提出書類等 (なにをもって)
法人関係	会社及び法人の代表者の住所変更登記	会社及び法人の代表者で、実施区域内に住所がある方	本店・支店などの所在地を管轄する法務局	実施日から2週間以内。	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人による手続きの場合）
	会社及び法人の本店・支店等の所在地の変更登記	実施区域内に本店・支店などがある会社及び法人の代表者		本店：実施日から2週間以内。 支店：実施日から3週間以内。	
自動車関係	自動車 二輪車（126cc以上）等の場合	所有者・使用者	中国運輸局 広島陸運支局	期限はありません。 必要が生じた時（車検・転売等）申請してください。	<input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書） <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人による手続きの場合） <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄抄本（法人の場合） 検査証の所有者と使用者が違う場合には、 <input type="checkbox"/> 所有者の委任状 <input type="checkbox"/> 所有者の印鑑
	軽自動車の場合	所有者・使用者	軽自動車検査協会広島 主管事務所		
	自動車運転免許証の住所（本籍）変更	免許証をお持ちの方	海田警察署 または、 広島県運転免許センター	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	

事項 （こういうことは）	該当者 （だれが）	手続き先 （どこへ）	手続き期限 （いつまでに）	提出書類等 （なにをもって）
年金受給関係 国民年金の受給者の住所変更 厚生年金の受給者の住所変更	平成20年7月1日現在、満65歳以上の年金受給者で、介護保険料を、年金から天引きされている方	本来は、個人が「住所・支払機関変更届ハガキ」で、変更の届出が必要です。 ただし、熊野町では、広島南社会保険事務所との協議により一括で住所の表記を変更しますので、基本的には手続きは不要となります。 なお、老齢基礎年金以外の年金も受給されている方は、変更されない場合もあります。直接、広島南社会保険事務所で、正規な手続き（住所・支払機関変更届ハガキの提出）をしてください。		
	上記以外の方	広島南社会保険事務所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 広島南社会保険事務所または、役場住民課にある「住所・支払機関変更届ハガキ」
共済年金の受給者の住所変更	共済年金を受給されている方	各共済組合事務所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
年金加入関係 国民年金の加入者の住所変更 厚生年金の加入者の住所変更 共済年金の加入者の住所変更	国民年金に加入されている方	住民課	特に手続きは、何も必要ありません。 詳細については、役場住民課へ	
	厚生年金に加入されている方	お勤め先の事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
	共済年金に加入されている方	各共済組合事務所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
その他 熊野町国民健康保険以外の健康保険被保険者証の住所変更 その他勤務先・町立学校以外の学校 中国電力・ガス・NTT・銀行・生命保険及び、風俗営業・古物商・飲食業者等の許可書類の住所欄の変更	加入者	各事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）
	加入者	各事業所	実施日以降、すみやかに手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 対応が異なりますので、それぞれの関係機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 住居表示決定通知書（又は証明書）

詳細な内容につきましては、それぞれの関係機関へお問い合わせください。

お問合せ先（平日8:30～17:30）

機 関 名	連 絡 先（電話番号）
熊野町役場 地域振興課	082-820-5602
熊野町役場 税務課	082-820-5603
熊野町役場 住民課	082-820-5604
熊野町役場 福祉課	082-820-5605
熊野町役場 民生課	082-820-5635
広島法務局海田出張所	082-823-2251
海田警察署	082-820-0110
広島県運転免許センター	082-228-0110（日曜日可）
広島南社会保険事務所	082-253-7710
中国陸運局広島陸運支局	050-5540-2068
軽自動車検査協会広島主管事務所	082-503-8475